



卷頭言

生殖医学の発達と子ども観の更改

本田 和子

「幼稚園教育に関して、いま気になつてること」となどと問われることがある。しかし、こうした問い合わせに對して、咄嗟に的確な答えが浮かび上がつてはこない。しかし、「いま、子どもに関して気になつてること」と、問い合わせが変わるなら、即座に提示しようと思うのが、表題のような問題なのである。

生殖医学とその応用版である生殖医療の発達は、日進月歩という形容がまさにふさわしい。人工授精や卵子の胎外育成、あるいは、他人の子宮を借用する代理母などは、既に耳を驚かす珍事ではなくなつて、現実に活用されている不妊治療法の一つと化した。精巢内に潜む極く僅かの精子を探し出して卵子の細胞内に注入する「卵細胞質内精子注入法」が

開発されたり、あるいは、異種の動物の精巣を利用した精子の形成や卵子の若返り技法などの成功も伝えられ、既に実用段階に到達しているとか言われてもいる。

クローン人間の産出については、倫理上の問題が指摘されて世界的な規模で危険視され、禁止・抑制の方向が示唆されている。わが国の場合も例外ではない。しかし、それ以外の生殖医学に関しては大方の関心も薄く、時折メディアを賑わす新医療に関しては、單なる生化学的・医学的な新知見として視野の外に位置づけてしまうのが一般であろう。不妊に悩む夫婦以外には、子ども関連の仕事の従事者と言えども同様である。まして、幼稚園や保育所でこの種の話題が注目され、論議の対象とされることなど皆無と言うべきであろうか。

しかし、こうした研究の加速化が示すのは、「子ども観・家族観」の更改であり、より広くは「人間観」そのものを抗いようもない激しさで変化させていく動きに他ならない。たとえば、いま、アメリカ合衆国では、年に数万人生まれるとされている人工授精の子どもたちの親探しが問題になつてていると言われる。精子提供者は告知しないという条件下で生を受けた子どもたちが、しかし、自身の出自を知りたいと望むとき、法的にも現実にもそれが適えられない。そんな状況下で、親と子の間には、従来とは異なる新しい問題が発生しているという。

わが国の厚生労働省に組織された検討グループでは、いま、「出自を知る権利」を認められる方向が打ち出されようとしている。子どもが眞実を知ったとき、育てている現在の親との間に溝が出来るのではないかと懸念されつつも、子どもが自身の出生に疑念を抱いたとき、それを明らかにしないことは子どもの人権への侵害であるとして、「知る権利の尊重」と「告知という対処の仕方」が模索されているという。

自分はいまここにいる両親の子どもではない、それを知ることで、長年の疑惑と不信感にさいなまれていた子どもの上に、ある種の解放感が訪れるることは事実であろう。ただし、そこで、遺伝関係が否定されてた上で新しい親子の在り方が、どのように構築されると言うのだろうか。それに、こうした親子を支える仕組みを、現実の社会はどの程度に保持し得ているのだろうか。

もしかしたら、このことは、単に発生した事柄への対応や事後処理ではなく、抜本的な親子観・家族観の更改として問題提起さるべき事柄かも知れない。そう考えるとき、私たちの社会は、人の生き死にを左右する医学・医療の発達に対して、余りにも無知・無関心であつたと気付かずにはいられない。

年長者と年少者が暮らしき共にし、年長者はその生活上の力を行使して年少者を保護・育成する。こうした人のありようが「親子」と呼ばれ、その集団が「家族」と呼ばれてき

た。近代化の進行した社会にあつては、多くの場合、この家族は血縁で結ばれ、子どもは二人の親との間でその遺伝子を共有する者であった。

しかし、生殖医学・医療の進展は、こうした親子・家族のありようを改めて問い合わせ直し、それだけが親子でもなく家族でもないと異議を申し立てる。何しろ、現実には、血の繋がりもなく遺伝子の共有もない年長者と年少者が、「実の親子」という法的関係を結ぶことが可能とされるのだから。いまここにいる父親とは無縁の精子から産まれた子どもが、一家のなかで「母から生まれた父の子ども」として存在させられるケースが、特別な例外としてではなく正當に存在し得る現実が発生しているのだ。

こうした事態が進行すれば、幼稚園や学校など、子どもの存在するあらゆる場において、それらへの対処が必要とされることは自明であろう。たとえば、私どもが通常、格別の自覚もなしに口にする言葉、「お父様にそつくりね」などいうそれが、ある種の子どもを傷つける残酷な差別語として機能する日が訪れないとも限らないのである。

それにもまして懸念されるのは、子どもを人工的に創出可能なものに変えた医療技術が、私どもの「子ども観・人間観」を徐々に侵食し始めていることではないか。いつの間にか、私どもの子ども觀は、子どもを人工的に産出可能、そのうえに操作可能なものと見なす方向へと変化し始めているのかも知れない。何しろ、子どもの誕生という生命の神秘

が、好みの精子と卵子の組み合わせによって操作され得るという現実から、既にして目を逸らすことは出来なくなっているのだから。

子どもが「作られるもの」であり、その製作の決定権が私ども大人世代に委ねられていふとは、子どもに対する生殺予奪の権を大人たちが手に入れてしまつたということになる。出生前の診断によって、障害のある子どもの出産を拒否し得るという現状は、このことをものゝ見事に証しする例と言えよう。もし、それら人工的子ども観の所産として、眼前の子どもに対し「産出されるべきではなかつた」という後悔が生じ、育児の営みが自己決定の誤りの後始末として位置づけられるとすれば……。

ここでは、ことがらの可否を云々するつもりはない。生殖医学の発達や人工授精の価値について、論議することはここでの任ではないのである。しかし、以後顕著になつていくであろう諸種の事態が予測されるいま、斯界の動向に対して余りにも無知・無関心である現状に警鐘を鳴らしておきたい思いに駆られている。

(お茶の水女子大学)